

第50回地域連携手帳委員会（略称：手帳委員会）

日時 令和3年12月16日(木) 13時30分～14時

会場 新津医療センター病院 大会議室

参加者 10名

1. 手帳委員会規程について

- ・平成24年この会を発足して以来2ヵ月に一度の定例会とし本日まで50回の会議を重ねてきた。
この間で手帳の中身について議論し、様式も追加修正してきた。
現在残る課題としてはACPについての様式を入れ込むかどうかをコロナ感染症前に議論となり、結論づけられていないところである。
- ・様式が固まってきた中で現在は3ヵ月に一度の定例会となり、別紙のとおり規程を見直したい。
→メンバー構成の中で新潟市在宅医療・介護連携ステーションを入れるべきとし付け加えることとする。

2. 連携手帳の現状と問題点

- ・デイサービス側より意見有り（下越訪看ステーション）
デイ独自で手帳に入れる様式があり、特に排便についてそこに書かれて、所定の様式中に書かれないことがある。
こうなると他施設で見た場合、情報共有しづらいとの指摘をもらった。
→排便については独自様式の中で書いた場合でも所定の様式にも記載いただくことに統一する。利用施設には何らかの形で周知する。

3. 連携手帳の発展的活用

- ・ACPについての様式を次回検討する。
これまでの議論を踏まえ、資料については事前に次回の会議までに事務局より送付する。

4 その他

次回は令和4年3月17日（木）13時30分より開催

会場は新津医療センター病院 西3大会議室

以上

地域連携手帳委員会規程

(目的)

第1条 本委員会は、新潟市秋葉区を中心とする医療福祉活動に利用される地域連携手帳（以下手帳）の合理的、効果的な運用を図ることで、それらに携わる人々の連携と利便を高め、地域住民とりわけ高齢者の健康、生活管理に寄与することを目的とする。

(構成)

第2条 本委員会は、以下の団体の代表からなる委員により構成する。委員会が必要とする場合は、他の職種の代表を加えることが出来る。

1. 新潟市医師会第17班
2. 新潟市歯科医師会秋葉1班
3. 新潟市秋葉区訪問看護ステーション
4. 新潟市秋葉区薬剤師会
5. 新潟市秋葉区介護支援専門員連絡部会
6. 新潟市秋葉区介護保険サービス事業所
7. 新潟市秋葉区役所
8. 新潟市秋葉区地域包括支援センター
9. 新潟市在宅医療介護連携ステーション
10. ~~その他~~

(委員長)

第3条 委員長は、委員の互選により選出する。

(副委員長)

第4条 委員長を補佐する役として副委員長を1ないし2名選出する。
副委員長は委員長の指名により委員会が任命する。

(事務局)

第5条 委員会には事務局を置く。事務局員は委員長が指名する。

(運営)

第6条 委員長は、原則として3ヶ月に1回委員会を開催しその議長となる。また、必要に応じて臨時委員会を開催する。

(審議事項)

第7条 審議事項は次の通りとする。

1. 手帳の作成、修正、運用に関する事項
2. 連携に関連する手続きに関する事項

(会議録)

第8条 委員会での審議決定事項については会議録を作成し、委員長がこれを保管する。

(規程の改正)

第9条 本規程の改正には、委員の3分の2の合意を要するものとする。

附則 本規程は、平成24年4月26日から実施する。